

令和元年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年5月13日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山寄	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則	
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	竹内	俊雄	保田	公範
	松田	純一	藤田	克昭

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- |    |            |                           |    |    |    |    |    |
|----|------------|---------------------------|----|----|----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 2番                        | 西田 | 悦子 | 3番 | 山寄 | 幸臣 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  |    |    |    |    |    |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について |    |    |    |    |    |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について    |    |    |    |    |    |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について |    |    |    |    |    |
| 第5 | 議案第3号      | 非農地証明について                 |    |    |    |    |    |
| 第6 | 議案第4号      | 農用地利用集積計画案の決定について         |    |    |    |    |    |
| 第7 | 議案第5号      | 農用地利用配分計画案について            |    |    |    |    |    |
| 第8 | その他        |                           |    |    |    |    |    |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

## 6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席はなしです。</p> <p>出席者数、農業委員 14 名です。全員出席ですので令和元年度第 2 回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2 番 西田悦子委員、3 番 山寄幸臣委員にお願いします</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は 3 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は 19 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号 5-1 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 5-1 について説明をします。</p> <p>土地の所在地 東地内 1 筆、岩淵地内 2 筆 台帳地目 すべて畑 現況地目 すべて畑 面積 314 m<sup>2</sup>、377 m<sup>2</sup>、108 m<sup>2</sup> 合計 799 m<sup>2</sup> 所有権移転贈与です。</p> <p>理由につきましては、譲渡人は県外に居住されており、今後も耕作</p>

できないということで以前より耕作されていた親類でもある譲受人に贈与されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 81 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、2番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員 5月8日に譲受人と話をし、確認をしました。両者は親戚関係にあり随分前から譲受人が耕作されていたとのことです。譲渡人は県外に居住されており、こちらへ帰る予定もないことから両者で贈与について合意されたとのことです。今までも耕作されていますので問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。  
続きまして、受付番号 6-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 6-2 について説明をします。

土地の所在地 岩渕地内12筆、鍛冶屋地内1筆 台帳地目 6筆田、6筆畑、1筆原野 現況地目 7筆畑、6筆田 面積合計7,315㎡  
所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、親から子へ一括贈与されるものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果73アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、2番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員 5月8日に譲渡人に確認を行いました。現在も譲受人は仕事をしながら農業に従事されています。先ほどの案件に併せて息子へ贈与したいとのこと。耕作はされていますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。  
続きまして、受付番号7-3について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 7-3 について説明をします。

土地の所在地 福井地内 1 筆、日下部地内 8 筆 台帳地目 2 筆田、7 筆畑 現況地目 2 筆田、7 筆畑 面積合計 6,987 m<sup>2</sup>

所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、親から子へ一括贈与されるものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、コンバイン、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 69 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、9 番 木原さちこ委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木原委員

4 月 30 日に譲渡人に面会し事前確認を行いました。すべての農地を息子へ贈与されるとのこと。現在も耕作されていますし、これからも耕作されるので問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定します。

続きまして日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定によ

る許可申請につきまして審議を行います。受付番号 2-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 2-1 について説明します。

土地の所在地 郡家殿地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 193 m<sup>2</sup>

一般住宅を目的とした転用です。

場所は、議案書 5 ページから 7 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 8 ページに、雨水排水計画図は 10 ページに付けています。

理由につきましては、現在、鳥取市に居住しているが実家近くの申請地に住宅を新築し居住したいとのこととです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第 2 種農地です。許可根拠は集落接続です。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関の融資証明書により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は宅地、西側は道路、南側、北側は町道、水路です。盛土を行います。雨水排水は隣接する水路へ排水します。汚水排水は公共下水へ接続します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風については、隣接地に農地はありませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、11 番 宮本委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

宮本委員

5 月 1 日に現地調査を行いました。2, 3 ヶ月前から申請者より相談を受けていました。実家の屋敷内に建設を検討されましたが、車の出入りが困難であることと、湿気が多いということで断念され、集落内

の大通りに面した土地を選定されました。柿畑と隣接する倉庫約 80 m<sup>2</sup>を解体し、合わせた土地に新居を建築されます。

子どもさんが現在小学6年生であり、中学は八頭町へ入学したいという希望があり、それまでには新築工事を行いたいということです。周辺に農地はありませんので、特に問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 私から1ついいでしょうか。図面が土地利用計画図と雨水污水排水系統図と2枚ついています。口頭で説明はされましたが、図面の文字が小さく分かり辛いです。分かり易く判断できる図面の添付をお願いします。

宮本委員 補足ですが上下水は隣接している町道の中に通っています。

事務局 今後、分かり易い図面にさせていただきます。

議長（会長） その他質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明について説明します。

これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号1-1について説明します。

土地の所在地 市場地内1筆 登記地目 田 現況地目 原野 面積 1,089 m<sup>2</sup>です。

場所につきましては、議案書の12ページから14ページに図面を付

けています。理由につきましては、平成7年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。

現地確認を河村委員、田中正則委員、野田推進委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、7番河村委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

河村委員 5月8日に委員3名と事務局2名で現地確認を行いました。結論から言いますと、問題なしと考えます。20数年放置されており3m以上の木が何本もあり、笹が覆い茂っている状況です。農地への復元は困難と考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号1-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号1-1について申請どおり決定いたします。

続きまして受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号2-2について説明します。

土地の所在地 橋本地内 2筆 登記地目 2筆とも畑 現況地目 山林と原野 面積 179㎡、1,307㎡、合計1,486㎡です。

場所につきましては、議案書の14ページから16ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和40年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野と山林なっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。

現地確認を谷尾委員、山根委員、山本推進委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、10番谷尾委員に事前調査をお願いしていま



	<p>すので報告をお願いします。</p>
谷尾委員	<p>5月8日に山根委員、山本推進委員、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。大木が生えており山林化しているので非農地で問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
山寄委員	<p>先ほどの事務局説明で申請人名が漆原と聞こえましたが間違いではないですか。</p>
事務局	<p>すみません。間違いです。訂正します。</p>
議長（会長）	<p>その他質問意見はないですか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、受付番号2-2について申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号2-2について申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号3-3について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号3-3について説明します。 土地の所在地 小別府地内1筆 登記地目 畑 現況地目 雑種地 面積 240 m<sup>2</sup>です。 場所につきましては、議案書の17ページから18ページに図面を付けています。理由につきましては、平成10年月日不詳より耕作はしておらず、現在は駐車場及び進入路となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に支障が無いと考えます。 現地確認を木原委員、西田委員、藤田推進委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、9番木原委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>

木原委員	5月8日に西田委員、藤田推進委員、事務局2名と私の5名で現地確認と申請者に聞き取りを行いました。20年以上前から駐車場として利用されています。砂利も入れてあり簡易な屋根も設置してあります。農地への復元は困難と考えますので、非農地で問題ないという判断をしました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号3-3について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号3-3について申請どおり決定いたします。 以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。 続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から平成31年4月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の19ページをご覧ください。 今月は通常の利用権設定が新規2件、更新6件、合計8件です。面積は田13,898㎡、畑17,598㎡、合計31,496㎡です。 中間管理事業分は新規1件、更新2件、合計3件です。面積はすべて田4,959㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	通常の利用権設定分 受付番号24-1 から30-7について審議を行います。 事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。

小林職務代理	契約期間終了年月日が平成 41 年となっておりますが問題はないですか。
事務局	問題はないと考えます。
議長（会長）	その他質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで利用権設定分 受付番号 24-1 から 30-7 について申請どおり決定します。 続きまして受付番号 31-8 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	（関係委員退席）
議長（会長）	それでは受付番号 31-8 について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで利用権設定 受付番号 31-8 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして中間管理事業分 受付番号 33-1 から 35-3 について審議を行います。 この件につきまして質問意見ありませんか。

井上推進委員	受付番号 33-1 ですが、利用権設定をする者欄に自治会とありますが、自治会が申請をしたのですか。
事務局	この案件は事務局でも登記簿謄本を確認しました。自治会が所有されている農地になります。
永江推進委員	私の集落でも、後継ぎがおられず集落から出て行かれる人があり、集落で所有することが認められたことがあったと思います。
井上推進員	いつ頃から所有されているのですか。
事務局	正確な年は覚えておりませんが、平成後半の登記年月日でした。元々は集落役員の3名の共有名義でしたが、それを自治会名義に変更されています。
井上推進委員	こういうことができるのであれば、私の集落でも検討したいと思い質問したところです。
丸山委員	認可地縁団体で山林の登記をされたこともあります。
山寄委員	団体として認められ、法務局できちんと登記されているのであれば問題ないのではないですか。
議長（会長）	法務局で登記されているのであれば、異論は出しにくいところです。
井上推進委員	鳥取県農業農村担い手育成機構も了解されているのですね。
事務局	はい了解されています。
議長（会長）	その他質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 33-1 から 35-3

	<p>について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より平成31年4月25日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号43-1から46-4について説明します。</p> <p>先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地4,959㎡を借受け希望のありました地域の担い手である2法人へそれぞれ839㎡、2,448㎡、1名の担い手へ1,672㎡配分し、1,335㎡を配分変更するものです。</p>
議長（会長）	整理番号43-1から46-4につきまして、意見質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号43-1から46-4について申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>●次回農業委員会は6月12日（水）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。</p> <p>●アンケートについて</p> <p>●人・農地プラン作成について</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>以上で第2回農業委員会を終了します。</p> <p>終了（14時45分）</p>

